

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第二十四号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規

則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員  
会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会の教育庁の項中

教育事務所長

三種

を

教育事務所長

三種

教育事務所教育指導監

三種

教育事務所支所長

三種

教育事務所副所長

四種

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。